


番 号	(17)-6	名 称	下田公園野球場	分 類	屋外スポーツ施設
-----	--------	-----	---------	-----	----------

【施設概要】

所在地	西後谷地30番1(下田公園敷地内)					
所 管 課	社会教育・体育課					
設置根拠法令	おいらせ町公園条例					
管理運営形態	直営	指定管理者名	—			
土 地	所有形態	町	敷地面積	18,200 m ²		
	所有形態	町	延床面積	18,200 m ²		
施 設	築年月	H 7 年 8 月	1995 年			
	処分制限期間	30 年	経過年数	28 年		
	構造					
	地上	1 階	避難所指定	広域避難場所	アスベスト対応	無し
	地下	- 階	PCB対応	無し	バリアフリー対応	非対応
収容人員	- 人	貸出可能単位数	16 単位			

【利用状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用人数(人)	4,127	3,061	3,505	2,018	3,247
年間開場日数(日)	244	244	244	207	214
利用単位数(単位)	6	4	4	3	4
開場日あたり平均利用人数(人/日)	17	13	14	10	15
稼働率(%)	37.5%	25.0%	25.0%	18.8%	25.0%

【経費状況】

(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収 入	施設使用料・手数料	139	111	143	78	75
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	139	111	143	78	75
支 出	光熱水費	0	0	0	0	0
	修繕費	127	25	32	237	0
	委託料	2,270	2,270	2,265	2,801	2,772
	指定管理料	0	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0	0
	その他	70	27	48	59	322
	合計	2,467	2,322	2,345	3,097	3,094
収 支	△ 2,328	△ 2,211	△ 2,202	△ 3,019	△ 3,019	

【コスト状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者あたり(円/人)	564	722	628	1,496	930
床面積あたり(円/m ²)	128	121	121	166	166
開場日あたり(円/日)	9,541	9,061	9,025	14,585	14,107
人口あたり(円/人)	92	88	87	120	119

【施設の状態】

本部棟 ダックアウト	排水溝	案内板	得点板 ファールポール 防球ネット	競技面 クレイ舗装	—	—	—
B	C	B	C	C	—	—	—

劣化状況の概要

- ・本部棟屋根の観客席について、床面防水仕上材の剥離とコンクリートにひび割れが見られる。
- ・排水溝安全ラバー破損・剥がれ
- ・案内板の破損
- ・得点盤、ファールポールの塗装剥がれ、腐食、錆
- ・防球ネット用コンクリート柱のひび割れ
- ・クレイ舗装に凸凹、土のやせ

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。



【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合



【施設管理の基本的な方針】

役割 機能 重要性	<p>下田公園内にある野球場で、主に野球協会、中学校部活動、還暦野球などが利用している施設である。また、百石公園野球場と違い、県大会や郡大会の会場となることが多く、近隣市町村からの利用も多い。 令和8年度国民スポーツ大会軟式野球競技の会場となっている。</p>		
管理方針	長寿命化	<p>現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。</p>	
方針の考え方	<p>平成7年度に整備した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられず、概ね良好な状態を保っている。 このため、財産処分制限期間経過による単純更新費用568,685千円(建築物133,685千円・構築物435,000千円)と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策費用37,404千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。</p> <p>【長寿命化対策に係る優先事項】 令和5年度は、国民スポーツ大会指摘事項措置として、排水ブロック安全ラバー設置を実施する。</p>		
処分制限期間	30年(令和6年度まで)	目標使用年数	65年(令和41年度まで)
計画期間	43年(平成29年度から令和41年度まで)		
期間設定の考え方	<p>建築物については(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」、建物附属設備・構築物については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく処分の制限を受ける期間 国土交通省・文部科学省」を準用した。</p>		

※経費状況における注意事項

- 管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- 管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。